

奨励賞の年齢制限の緩和措置について

日本化学会 コロイドおよび界面化学部会

- 1) 年齢制限を緩和するにあたり、休業等（休暇、休職、離職を含む）の期間は自主申告で、煩雑な書類の提出は求めない。ただし、選考委員会が証憑を求める場合がある。
- 2) 出産・育児、介護などのライフイベントによる休業等（休暇、休職、離職を含む）に伴う研究活動の中断期間がある場合
 - 2-1) 産前・産後の休暇を取得した場合、あるいは合計 3 か月以上の育児休業を取得した場合は、性別を問わず 1 回の出産につき、応募年齢の上限を 2 年まで緩和する。
 - 2-2) 介護休業を取得した場合は、その通算期間分、年齢制限の緩和を認める。
 - 2-3) 病気や災害など、やむを得ない事情で研究期間の中断がある場合は、中断期間と理由を明記する。
- 3) 緩和の上限は 5 年とする。

以上。